

那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を令和3年3月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

- ・ **国際物流拠点産業集積地域**における課税免除

【取得価格要件】

国際物流拠点産業の用に供する一の設備のうち、①租税特別措置法第12条第1項の表の第3号もしくは同第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価格合計額が1,000万円を超えるもの、又は②機械・装置で、これらの取得価格合計額が100万円を超えるもの

【課税免除対象資産】

国際物流拠点産業の用に供する当該資産である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地

※土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る

【留意事項】

- ・ 新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・ 買換え、移設等また管理部門など他部門と共用する資産は対象になりません。

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」(Tel098-894-6377)へ
お問い合わせください。

那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

【対象産業・事業】

①道路貨物運送業	自動車等により貨物の運送を行う業
②こん包業	運送のために物品の荷造り又はこん包を引き受ける業
③卸売業	有体的商品を購入し、小売業や他の卸売業等に販売する業。軽度の加工、取付修理を含む。
④特定の無店舗小売業※1	店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け商品を販売する業であって、国際物流拠点を活用するもの。 ※1 訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。
⑤特定の機械等修理業※2	機械や家具等を修理する業であって、国際物流拠点を活用するもの。 ※2 国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。
⑥特定の不動産賃貸業※3	一定の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業 ※3 その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。
⑦製造業	新たな製品の製造加工を行い、当該製品を販売する業
⑧航空機整備業	航空機又はその装備品の整備・修理等を行う業

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1

TEL: (098) 862-5320/FAX: (098) 861-1297

E-mail: naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を令和3年3月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

・ **情報通信産業振興地域**における課税免除

【対象産業・事業】

- 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
- 電気通信業
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- 放送業（有線放送業を含む）
- ソフトウェア業
- 情報処理・提供サービス業
- インターネット付随サービス業
- 情報通信技術利用事業・・・情報通信産業以外の業種に属する事業者が、情報通信技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業等（コールセンター等）

【取得価格要件】

情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する一の設備のうち①これらを構成する減価償却資産の取得価格合計額が1,000万円を超えるもの又は②機械・装置、（※器具・備品）でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの

※1 減価償却資産⇒所得税法施行令第6条第1号から第7号又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。

【留意事項】

※器具・備品については、平成31年3月31日までの取得分に限り課税免除の対象となります。

- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等、また管理部門など他部署で共用する資産は対象になりません。

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（TEL098-894-6377）へ
お問い合わせください。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL：(098) 862-5320 FAX：(098) 861-1297

E-mail：naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を令和3年3月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

・観光地形成促進地域における課税免除

【対象施設】

スポーツ・レクリエーション施設	①トレーニングセンター
	②遊園地
	③野営場（キャンプ場）
	④野外アスレチック場
	⑤ダイビング施設
	⑥庭球場
	⑦水泳場
	⑧スケート場
	⑨ゴルフ場
	⑩マリーナ
	⑪ボーリング場
教養文化施設	①文化紹介体験施設
	②劇場
	③博物館
	④美術館
	⑤動物園
	⑥植物園
	⑦水族館
休養施設	①展望施設
	②温泉保養施設
	③海洋療法施設
	④国際健康管理・増進施設
集会施設	①会議場施設
	②研修施設
	③展示施設
販売施設	沖縄振法第8条第1項に規定する要件を備え、沖縄県知事が指定する施設

那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

【取得価格要件】

○対象施設の用に供する家屋又は構築物※1 を構成する減価償却資産※2 の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの

※1 対象施設の用に供する部分に限るものとし、利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設を除く。

※2 減価償却資産⇒所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。

○会員制施設、性風俗関連施設でないこと

「沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項」により対象となる施設の要件の規定があります。

【課税免除対象資産】

「特定民間観光関連施設」の用に供する機会及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地

※土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の着手があった場合に限る。

【留意事項】

- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等、また管理部門など他部門と共用する資産は対象になりません。

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（TEL098-894-6377）へ
お問い合わせください。

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎3階41番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1

TEL: (098) 862-5320/FAX: (098) 861-1297

E-mail: naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

沖縄振興特別措置法に定める指定地域・地区の区域内において、青色申告者等が要件を満たした対象資産を令和3年3月31日までに新設又は増設した場合、新たに課されることとなった年度以降5年度分について固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

・産業高度化・事業革新促進地域における課税免除

◎事前に沖縄県知事の計画認定が必要になります。
詳しくは沖縄県企業立地推進課（TEL098-866-2770）

制度の詳細については、公益財団法人沖縄県産業振興公社
「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（TEL098-894-6377）へ
お問い合わせください。

【取得価格要件】

製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、①租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは同第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備で、取得価格合計額が1,000万円を超えるもの、又は②機械・装置（※器具・備品）で、これらの取得価格合計額が100万円を超えるもの

【課税免除対象資産】

製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地

※土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の着手があった場合に限る。

【留意事項】

※器具・備品については、平成31年3月31日までの取得分に限り課税免除の対象となります。

- ・新設又は増設した資産のうち、対象事業に直接供するものが対象になります。
- ・買換え、移設等、また管理部門で使用する資産は対象になりません。

那覇市固定資産税課税免除の地域・地区別の概要

【対象事業】

製造業等	①製造業
	②道路貨物運送業
	③こん包業
	④卸売業
産業高度化・事業革新促進事業	⑤デザイン業
	⑥機械設計業
	⑦経営コンサルタント業
	⑧エンジニアリング業
	⑨自然科学研究所
	⑩電気業 ※水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、海水温度差発電施設又は設備
	⑪商品検査業
	⑫計量証明業
	⑬研究開発支援検査分析業

〈お問合せ先〉

那覇市役所 資産税課（本庁舎 3 階 41 番窓口）

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1

[TEL: \(098\) 862-5320](tel:0988625320)/[FAX: \(098\) 861-1297](tel:0988611297)

E-mail : naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp